

レンタカーを利用される皆さんに嬉しいお知らせ♪

氷見市で泊まると、加盟店で使える!!

ひみキトキト商品券は  
ひみ番屋街など市内  
加盟店で使用できます!

商品券  
¥1,000  
有効期間：2027年3月31日まで  
氷見商工会議所

# お得な商品券を プレゼント!

期間

令和8年 6月 1日(月)から

令和9年 1月31日(日)のチェックイン

↓令和9年2月1日(月)の  
チェックアウトまで

条件

レンタカー(事業者に制約はありません)を利用し、氷見市内の宿泊施設に宿泊した旅行者に対して、レンタカー1台につき、1泊1室あたり10,000円以上の利用で2,000円分、15,000円以上の利用で3,000円分の「ひみキトキト商品券」を進呈いたします。

※助成対象は、レンタカー1台につき、6連泊分を限度とします。(先着順、予算達成次第予告なく終了となります。)

★対象となる方は以下のとおりです。

- ・レンタカー事業者(事業者に制約なし)が所有するレンタカーを利用して、氷見市内の宿泊施設に宿泊されていること。
- ・レンタカーを宿泊施設に宿泊する当日からそのチェックアウトの日以降まで借受けていること。
- ・レンタカー貸渡契約書に記載されている契約者と申請者が同一人物であること。
- ・1泊1室あたりの利用料金が10,000円(税込)以上になる宿泊施設に宿泊されていること。

例)おひとり5,000円(税込)の素泊まり×2名1室でご利用の場合、助成の対象となります。

## ひみキトキト商品券受領方法

★引換場所 ※9:00~17:00の間にお越しください

- ・一般社団法人氷見市観光協会事務局 ☎0766-74-5250  
〒935-0015 氷見市伊勢大町1-12-18(JR氷見駅構内)
- ・ひみ番屋街内管理事務所 ☎0766-72-3400  
〒935-0004 氷見市北大町25-5

※ひみキトキト商品券引換年末年始期間の対応

	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日
氷見市観光協会	引換不可	引換不可	9時~12時の間	引換不可	引換不可
ひみ番屋街	17時まで	15時まで	引換不可	15時まで	15時まで

★提出書類 (上記の対象となることを立証する書類)

- ① レンタカーを借受していることを証明する書類(レンタカー事業者発行の契約書)
- ② 氷見市観光協会所定の宿泊証明書、ただし宿泊施設の領収書のみの提出は不可。(連泊の場合、宿泊最終日チェックアウト以降に、引換となります)
- ③ レンタカーを借受されている方(契約書に記載されているご本人)の運転免許証など本人確認ができるもの。

※申請のお手続きの際は、①~③をご持参ください。

本事業の対象となる宿泊施設は、  
QRコードからご確認ください。  
(きときとひみどっとこむHP)



お問い合わせ先 氷見市観光協会 〒935-0015 氷見市伊勢大町1-12-18(JR氷見駅構内) ☎0766-74-5250